◆ 団体登録から施設利用までの流れ

1	2	3	4	5
団体登録用紙を記入する	市民スポーツ支援課の窓口へ申請書と官製はがきを提出	抽選会案内ハガキが発送される	抽選会に参加	当選した日程・場所をご利用

1. 市民スポーツ支援課にて配布している団体登録申請書を記入してください。
   団体登録申請書は、市民スポーツ支援課ホームページにてダウンロードすることもできます。
   市民スポーツ支援課URL ： https://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/44-8-0-0-0_1.html
2. 登録受付場所は、市民スポーツ支援課の窓口です。（郵送による受付はいたしません。）
   ≪登録申請時にご持参いただくもの≫
   ① 団体登録申請書
   ② 次回抽選会案内用官製はがき
   ≪受付時間≫
   平日月曜日～金曜日　午前9時～午後5時30分
   ※土・日・祝祭日は受付いたしておりません。
   ≪登録受付期間≫
   登録は随時受付しております。ただし、抽選会時期はいったん受付を締め切らせていただきます。
3. 市民スポーツ支援課より、抽選会の案内ハガキを発送いたします。
4. 抽選会当日、団体からお一人（成人の方に限る）、案内ハガキに記載されている抽選会会場へお越し下さい。
5. 抽選会後、市民スポーツ支援課より使用許可書を送付いたしますので、利用日当日ご持参下さい。
   なお、開放校によっては、事前に学校へ鍵を取りに行っていただく場合もございます。

◆ 団体登録の条件

1. 15名以上で、かつ過半数が東大阪市内に在住・在勤・在学されている方で構成して下さい。
2. 団体で1名、責任者（電話連絡等できる成人の方）を選出して下さい。
   ※同じ方が複数の団体の責任者になることはできません。
3. 団体で1名、管理指導員を選出して下さい。
   なお、責任者の方が管理指導員を兼ねていただいても結構です。
   ※管理指導員の職務については、最終ページに掲載しております。

◆ 登録有効期限

2023年4月1日～2025年3月31日の2年間有効。

◆ 届出事項の変更

登録者の名前・住所・電話番号、団体名等登録内容に変更が生じた場合は、必ず市民スポーツ支援課へ変更届をご提出下さい。（用紙は団体登録申請書と同じです。変更点のみご記入いただきます。）

◆ 利用対象校

	高等学校名	住所	利用可能種目
グラウンド	城東工科高等学校	東大阪市西鴻池町2－5－33	少年ソフトボール、少年軟式野球
	かわち野高等学校	東大阪市新庄4－11－95	少年ソフトボール、少年軟式野球、少年硬式野球、少年サッカー
	花園高等学校	東大阪市花園東町3－1－25	ソフトボール、少年軟式野球、少年硬式野球、少年サッカー
	布施北高等学校	東大阪市荒本西1－2－72	ソフトボール、少年サッカー、ラグビー
	枚岡樟風高等学校	東大阪市鷹殿町18－1	ソフトボール、軟式野球、少年硬式野球（ただし、試合及び打撃練習禁止）、サッカー
	布施高等学校（土曜日のみ開放）	東大阪市下小阪3—14－21	少年ソフトボール、少年軟式野球、少年硬式野球、少年サッカー
テニスコート	かわち野高等学校	東大阪市新庄4－11－95	軟式テニス・硬式テニス
	布施北高等学校	東大阪市荒本西1－2－72	
	布施高等学校	東大阪市下小阪3－14－21	
	布施工科高等学校	東大阪市宝持3－7－5	

◆ 利用料

グラウンド・テニスコート・・・無料

◆ 開放日・時間帯

学校が使用しない土・日曜日、祝祭日の午前（9時～12時）、午後（1時～4時）となっております。
※グラウンド開放について
・日曜・祝祭日　一般団体・青少年団体が利用できます。
・土　曜　日　青少年団体のみ利用できます。
※青少年団体とは、2009年4月2日以降に生まれた方のみで構成された団体です。

◆ 利用申請の取消し

利用申請を取消す場合は、利用日の2日前までに必ず市民スポーツ支援課へ電話連絡し、許可書と管理指導員日誌を返却（送付）して下さい。

◆ 抽選会について

1. 抽選会時期

・第1期抽選会 ： 3月頃（4月～7月利用分） ※2月3日登録受付分まで

・第2期抽選会 ： 7月頃（8月～12月利用分） ※6月2日登録受付分まで

・第3期抽選会 ： 12月頃（1月～3月利用分） ※11月3日登録受付分まで

※ 上記時期より多少前後することがございます。詳しい日時については、事前にハガキにてご案内いたします。

2. 注意事項

・抽選会当日は、団体から必ず1名（成人の方に限ります。）の出席をお願いいたします。

・抽選会会場の座席は指定席ではありません。入場した方から順番にお座りください。

・抽選会会場は、駐車場がないため、車でのご来場はご遠慮下さい。

※抽選方法を変更すること場合がございます。その場合は、ご案内いたします。

◆ その他注意事項

1. 『大阪府立高等学校等体育施設開放使用者心得』の事項をお守り下さい。
2. 許可書を無断で他の団体に譲渡しないで下さい。
3. 登録内容に不正が見られる場合は、登録を抹消する場合がございます。

大阪府立高等学校等体育施設開放管理指導員設置要綱

1．趣旨

大阪府立高等学校等の体育施設の開放に係る施設設備の管理、使用者の安全確保等の指導を行うため、大阪府教育委員会事務局に管理指導員を置く。

2．委嘱等

（1）管理指導員は原則として使用団体の責任者であり、管理指導員の職務を確実に遂行できる者で、市町村教育委員会より推薦のあった者のうちから大阪府教育委員会が委嘱する。

（2）委嘱期間は原則として１年とし、委嘱した日から会計年度の末日までとする。

3．職務

管理指導員は管理責任者の命を受け、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

ア．許可条件の徹底に関すること。

イ．開放校の管理運営上支障が生じた場合の使用の中止に関すること。

ウ．開放校の体育施設（運動場）の維持保存等に関すること。

エ．使用者の安全確保等に関すること。

オ．使用後の体育施設（運動場）の点検等に関すること。

カ．体育施設（運動場）の開放に係る管理指導員日誌等の作成及び提出に関すること。

キ．その他管理責任者の必要と認める事項に関すること。

大阪府立高等学校等体育施設開放
利用のご案内

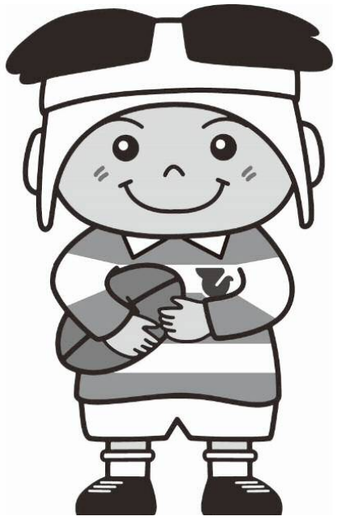

【お問合せ先】

東大阪市役所　市民スポーツ支援課

（市役所　14階）

住所　：　〒577－8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL　：　06－4309－3282

FAX　：　06－4309－3849